

八溝山周辺地域定住自立圏 広域無料法律相談

- 日 時 12月14日(木)午後1時30分～4時30分
- 場 所 トコトコ大田原3階 市民交流センター
- 内 容 弁護士(2名対応)による無料法律相談 1人20分
- 定 員 18名(定員になり次第締め切り)
- 申込方法 12月7日㈬から13日㈭までの期間に電話で予約してください。
- 申込み・問合せ 大田原市総務課 ☎0287-23-1111



○行政相談

▼日 時 11月17日(金)・12月1日(金)
午前9時～正午

▼会 場 ゆめプラザ・那須
行政上の困りごと
▼内 容 平山英夫行政相談委員
▼問合せ (自宅) ☎72 5234

(土日・祝日を除く) 予約がない場合は、実施しませんのでご注意ください。電話相談も受け付けています。
▼申込み・問合せ 県民プラザ ☎028-623-2188

○人権相談

▼日 時 11月27日(月)、12月4日(月)
午前9時30分～正午

▼会 場 ゆめプラザ・那須
（職場でのパワーハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など）
▼内 容 人権に関する相談
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 住民生活課戸籍係 ☎72 6908

消費の豆知識

訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に！

事例

「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だつたので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらぬ洋服等を出したが、「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪等を含めて2万5千円で買い取ってもらった。その後、形見の指輪を渡したことを見咎められ、ついでに「商品は別の方に渡してしまった」と言われた。(60歳代 女性)

○困ったときは一人で悩まず相談しましよう。

○那須町消費生活センター ☎72 6937
○栃木県消費生活センター ☎028-625-2227

然求められたときは、きっぱりと断りましょう。

○訪問購入はクリーニング・オフが出来ます(法律で定められた画面を受け取った日を含めて8日間)。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。

○不動産相談

▼日 時 11月22日(水)、12月5日(火)
午後1時30分～3時30分

▼会 場 不動産会館県北支部
須塙原市 ☎62 6677

▼内 容 不動産取引など

▼応対者 相談員 2名

▼日 時 11月24日(金)午前10時～
午後2時20分

▼会 場 那須塙原市役所

▼内 容 交通事故など

▼応対者 交通事故相談員 1名
予約は3日前までです

○弁護士による法律相談

▼日 時 12月10日(日)午後1時～
4時

▼会 場 ゆめプラザ・那須
担当弁護士 1名

▼内 容 法律上の困りごと

▼応対者 1名

※先着8名。予約受付は、11月27日㈪午前8時30分から開始し、定員になり次第締め切りります。

○自宅で物品を買い取つてもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧説することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしておきましょう。

○購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めるることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、「**那須町消費生活センター**」へ!

- 開所日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- 時 間 午前9時～正午、午後1時～4時
- 場 所 那須町役場内1階東側
- 電 話 0287-72-6937

「消費者ホットライン」3桁の電話番号**188**番へ
土日など役場がお休みの時にも、相談可能な窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)